

第373号

令和3年

5月1日発行

# 道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会  
横浜市戸塚区上倉田町449-2  
戸塚法人会館106号室  
TEL 045(881)8558  
FAX 045(861)3505  
発行責任者 小又貞子  
印刷所:タクノ印刷

## 第30回 定時社員総会 のお知らせ

日時 / 令和3年5月25日 (火)

受付 14:30 開始 15:00 (予定)

会場 / 法人会館中小会議室

社会情勢により書面総会に変更する場合があります。  
詳細は決定次第ホームページ等にてお知らせいたします。  
当会の総会は代議員制をとっております。

※ 総会が開催される場合は事務所の受付時間を変更する可能性がありますので、最新情報をご確認のうえご来所ください。

## 確定申告のご協力御礼・経過報告とお願い

若葉に風薫る爽やかな季節となりました。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年分の確定申告の申告期限が延長となりました。当会も大々的な予約優先制度に踏み切り、例年とは異なることもありましたが、皆様にご協力いただき無事に終える事ができました。

今回の確定申告では、当会の相談件数(延)3,145名中、所得税申告書提出者数2,262名(3/31時点)、消費税申告書提出者数156名(3/31時点)という実績でした。

毎年実施しております電子申告ですが、所得税1,871名(内税理士先生による電子申告(以下代理送信)1,074名、マイナンバーカードによる電子申告(以下本人送信)797名)、所得税申告書提出者数の約83%、消費税103名(内代理送信90名、本人送信13名)、消費税申告書提出者数の約66%でした。今回の申告より、65万控除を希望する場合は電子申告又は電子帳簿保存の届出が必要になった影響か電子申告をご利用の方が増加していました。特に所得税の本人送信の件数が現時点で100件以上伸びており、多くの皆様にご協力いただけました。本人送信は当会の職員が送信完了まで指導いたします。その場で提出完了の確認まで行えて大変便利ですので、今年は代理送信を選択された方々も来年は是非ご検討ください。

尚、度々ご連絡してまいりましたが、これからの確定申告は、ペーパーレス化の流れにあります。既に電子申告をされている方、パソコンを利用している方、国税庁のホームページで作成された方につきましては、税務署から確定申告の用紙が送付されません。今後従来用の紙を希望される方、又ご心配な方は、当会事務所に用紙をご用意してありますので、お問い合わせください。

今回初めて電子申告(代理送信)をされた方には、電子申告利用者識別番号通知等を申告書の控えと共に発送しております。今後も電子申告をする際に必要となりますので、大切に保管されますようお願いいたします。今回の令和2年分の申告より、青色控除額65万円の要件に「電子申告」又は「電子帳簿保存」が追加されております。来年以降、電子申告をされようとしている方は随時事務所でご相談を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

(一社) 戸塚青色申告会事務局より

## 戸塚税務署からのお知らせ

### ○ 所得税及び復興特別所得税の予定納税について

予定納税が  
必要な方

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した「予定納税基準額」が15万円以上となる場合、令和3年分の所得税額及び復興特別所得税額の一部をあらかじめ納付することとなっています。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から『予定納税額の通知書』が送付されます。

納付額及び  
納付期間

予定納税額及びその計算の詳細は『予定納税額の通知書』に記載されています。「予定納税基準額」の3分の1の金額を、第1期分として令和3年7月1日(木)から8月2日(月)までに、第2期分として令和3年11月1日(月)から11月30日(火)までに納付をしてください。

なお、振替納税をご利用の方は令和3年8月2日(月)と11月30日(火)が口座からの振替日となります。

予定納税の  
減額申請

令和3年6月30日の現況で、廃業・休業・業況不振などの理由により、令和3年分の「申告納税見積額」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる方は、令和3年7月15日(木)までに『予定納税額の減額申請書』を税務署に提出してください。税務署からの書面の通知により承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は令和3年11月15日(月)までです。(この場合には、令和3年10月31日の現況で見積もります。)

### ○ 消費税及び地方消費税の中間申告について

中間申告が  
必要な方

令和2年分の消費税及び地方消費税の確定申告により確定した消費税額(地方消費税額は含みません。)が48万円を超える方は、令和3年分の消費税及び地方消費税の中間申告が必要です。

※ 消費税額が400万円を超える方は国税庁ホームページをご覧ください。

納付額及び  
申告納付期限

令和2年分の消費税額の12分の6の消費税額と、その78分の22の地方消費税額を記載した『中間申告書』を税務署から送付しますので、『中間申告書』に必要事項を記載のうえ令和3年8月31日(火)までに税務署に提出するとともに納付をしてください。

なお、振替納税をご利用の方は令和3年9月28日(火)が口座からの振替日となります。

仮決算による  
中間申告

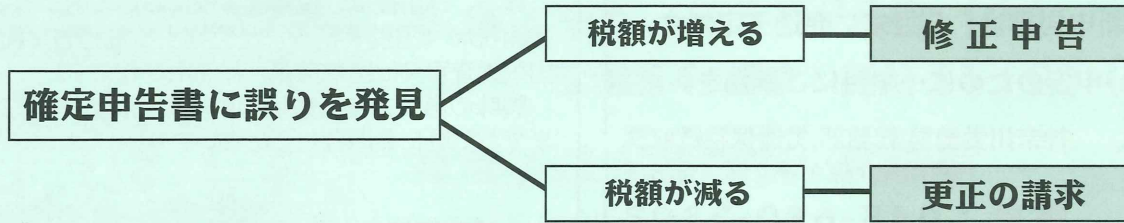
令和2年分よりも売上が著しく低下した場合などは、令和3年1月から6月までの仮決算を行い、それに基づいて納付すべき税額を計算し、令和3年8月31日(火)までに申告・納付をすることもできます。

なお、この計算により税額がマイナスとなっても還付を受けることはできません(中間申告税額は0円になります。)

※ 土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

## 令和3年分の所得税及び復興特別所得税・消費税の 確定申告書を提出された方へ

確定申告書を提出された方は、計算間違いや記入漏れがないか、今一度確認をお願いいたします。申告をした税額等に誤りがあった場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。



### ◇ 正しく計算したら税額が増える場合（売上の計上漏れ等）

→ **修正申告** 税務署から更正の通知が来る前に申告書を提出し増加した税額を納付してください。

### ◇ 正しく計算したら税額が減る場合（経費の計上漏れ等）

→ **更正の請求** 変更理由の基礎となる事実を証明する書類を添付し、更正の請求書を提出してください。

※ 医療費控除を明細書のみで受けられた方は、修正・更正の時は医療費の領収書の添付が必要です。

修正申告・更正の請求に該当する場合は、既に提出した申告書と決算書の控え、印鑑、マイナンバーのコピー等をご持参ください。また更正の請求の際には、上記のとおり添付書類も必要になります。

## 令和2年分の申告で課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方へ

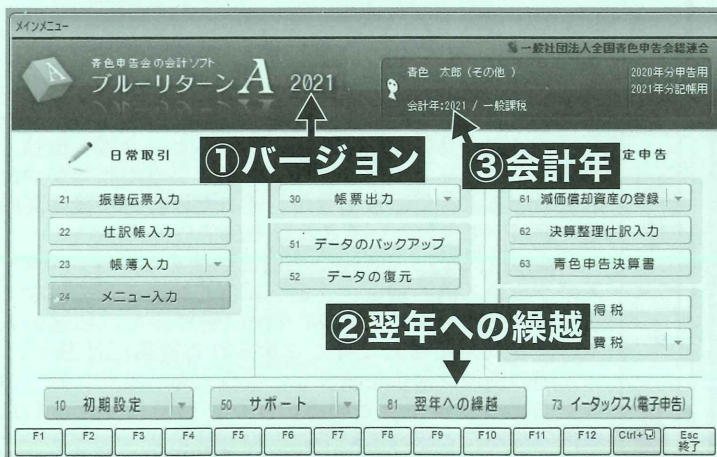
令和4年は、消費税の課税事業者となります。

消費税の計算方法には、①本則課税 ②簡易課税 の2種類があり、簡易課税制度の適用を受けたい事業者の方は、その特例の適用を受けたい旨の届出書（ただし、令和2年の課税売上高が5,000万円以下である事業者の方に限ります。）を、令和3年中に提出しておく必要があります。また、簡易課税制度の適用を既に受けている方で、令和4年より簡易課税制度の適用をやめたい方（ただし、簡易課税は2年間はやめられません。）は、簡易課税不適用の届出書を、令和3年中に提出しておく必要があります。

計算方法の選択は事業者の方の有利選択となりますので、細かく知りたい方は、お気軽に事務局までご相談ください。ご相談の際は令和2年の決算書及び確定申告書の控え、令和3年の帳簿を必ずご持参ください。

## 会計ソフトブルーリターンAをご利用の方へ

4月以降の入力をするには「翌年への繰越」を行う必要があります。繰り越しをする前に、**2021年版**①へのバージョンアップが完了していることを確認してください。確定申告後にUSBのデータを復元していない方は必ず復元を行ってデータを最新の状態にしてください。また、電子帳簿保存の届出書を提出していない方は、帳簿の印刷が必要です。仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表の印刷を行ってください。以上の処理に問題がなければ「**翌年への繰越**②」ボタンを押してください。**会計年が2021年**③になれば完了です。



## ◆ 労働保険のお知らせ ◆

令和3年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、

**6月1日(火)～7月12日(月)です。**

電子申請でも申告可能です。  
労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送予定です。

正しい申告のために…早目にご準備を。

お問い合わせは…



神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課  
適用第1係・第2係・第3係

電話：045-650-2803

尚、(一社)戸塚青色申告会の労働保険事務組合員の皆様には、既に資料を送付しており、ご提出いただいているはずですので、年度更新手続きは当組合で行います。

一般社団法人 戸塚青色申告会  
労働保険事務組合・建設業組合 事務局

帳簿の印刷サービス

電子帳簿保存の届出をされていない方は、紙媒体での保存が義務付けられております。そこで当会では帳簿の印刷サービスを下記の要領で承りますので、お気軽にお申し込みください。

- ・ブルーリターンAご利用の方
- ・1年分 3,000円(税込)
- ・データを保存したUSB又はPCをご持参ください。

詳しくは事務局までお問い合わせください。  
電話：045-881-8558

### ※会報「道しるべ」訂正のお知らせ※

会報第372号(令和3年2月号)、4面に「1月25日青色コーナー協力要請状の交付式が行われました」と掲載させていただきましたが、社会情勢に伴い「青色コーナー」の設置を見送りました。製版作業後に急遽決定したため、記事の削除が間に合いませんでしたのでここに訂正させていただきます。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

訃報

横山 良春 様	泉 区
藤原 英子 様	戸塚区
高田 藤雄 様	栄 区
横山 隆男 様	泉 区
角田 正治 様	栄 区
西島 文子 様	泉 区
沖 守 様	泉 区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。

## 2021年度 国税庁経験者(国税調査官級) 募集

### Pride of the Specialist

～ 公平な世の中を創る、志 ～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、  
我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

#### ◇ 試験概要

2021年度の試験概要については、令和3年7月以降に人事院及び国税庁ホームページへ掲載される予定です。

#### ◇ 問合せ先

東京国税局総務部人事第二課試験係  
(TEL 03-3542-2111 内線2162・2169)

#### 【参考：2020年度の実施状況】

◇ 最終合格者数(全国)：142名

#### ◇ 受験資格

2020年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

#### ◇ 試験日程

- (1) 受験申込受付期間 8月
- (2) 試験実施期間 9月から12月まで
- (3) 最終合格発表 12月下旬

## 会の動き

### ◆ 報 告 (前号予定に掲載されなかった分)

4月13日(火) 会計監査 (法人会館B会議室)

4月22日(木) 理事会 (法人会館B会議室)

### ◆ 予 定

5月25日(火) 総会 (法人会館中小会議室)

6月1、8、15、22(火)  
複式簿記教室 (法人会館A会議室他)

編集後記

最近の週刊誌の見出しを読んでいると、介護・孤独・転倒・寝たきり・夫婦じまい・などといった語句がやたら気になるようになってきた。それだけ自分が後期高齢者に近づいてきたということなのか?

団塊の世代が1、2年後に75歳に到達する。ベ이스ターズのラミレス前監督は、「どう試合を始めるかではなく、どう試合を終えるかが大事だ」が口癖だった。私達の人生に置き代えても実に考えさせられる言葉だと思う。

人間の価値は最後に決まると言う人もいるが、残りの人生をどううまくまとめるのかが、自分に与えられた最後の課題だと思っている。

広報委員 鈴木 繁